聞こえない・聞こえにくい方へ
手話通訳・要約筆記をご利用ください

病院受診時や学校行事、自治会町内会活動、各種手続きなどで、
手話通訳者や要約筆記者（話の内容を文字にする人）を頼めます。

対象者（申請できる方）

聴覚、音声または言語の機能障害により障害者手帳をお持ちの方

費用

無料（手話通訳者・要約筆記者者の派遣費用は、市で負担します。）

利用方法

電子申請・メール・FAX・郵送・窓口で受け付けています。
電子申請をご希望の方は、
下の二次元コードをご利用ください。

相談

障害福祉課の窓口に手話ができる聴覚障害者相談員を配置し、
お困りごとや各種手続きなどの相談支援を行っています。
LINEのビデオ電話でも、手話で相談できます。
LINE ID：yokusuka.choukaku

問い合わせ

横須賀市 民生局福祉こども部　障害福祉課
FAX 046-825-6040　TEL 046-822-4370
メール choukaku@city.yokosuka.kanagawa.jp
横須賀市小川町11番地　分館1階
＜郵便物：「〒238-8550 障害福祉課」で届きます＞

💡 **ご本人がこの制度を知らない場合があります。**
「こんな制度があるよ」とチラシを見せて教えてあげてください。

主な派遣対象例

区分	主な対象
医療・介護	• 病気、怪我による受診 • 医師による説明、入退院に係る説明、相談、手続 • 健康診断、検診、人間ドック、予防接種、出産 • 介護施設入所等に係る相談や手続
教育・保育	• 入学・入園に係る説明、相談、手続 • 卒業・卒園式への出席 • 面談、進路相談、進路説明会 • 保護者会、授業参観 • 学校等行事
地域活動・冠婚葬祭 生涯学習活動	• 自治会町内会活動 • 地区防災活動 • 結婚式の出席 • 葬式・法事の出席 • 教養講座の受講等
公的機関	• 国・県・市の行政機関における相談、手続 • 警察署・裁判所等における対応 • 行政機関等による催事、式典への出席
居住・財産	• 住宅に係る相談、契約等 • 金融取引に係る相談、手続等 • 相続、贈与等に係る相談、手続等 • 成年後見制度等に係る相談、手続等
就労	• 就職の相談、面接、試験 • 会社説明会 係る事項。 • 資格取得等に係る相談、講習等